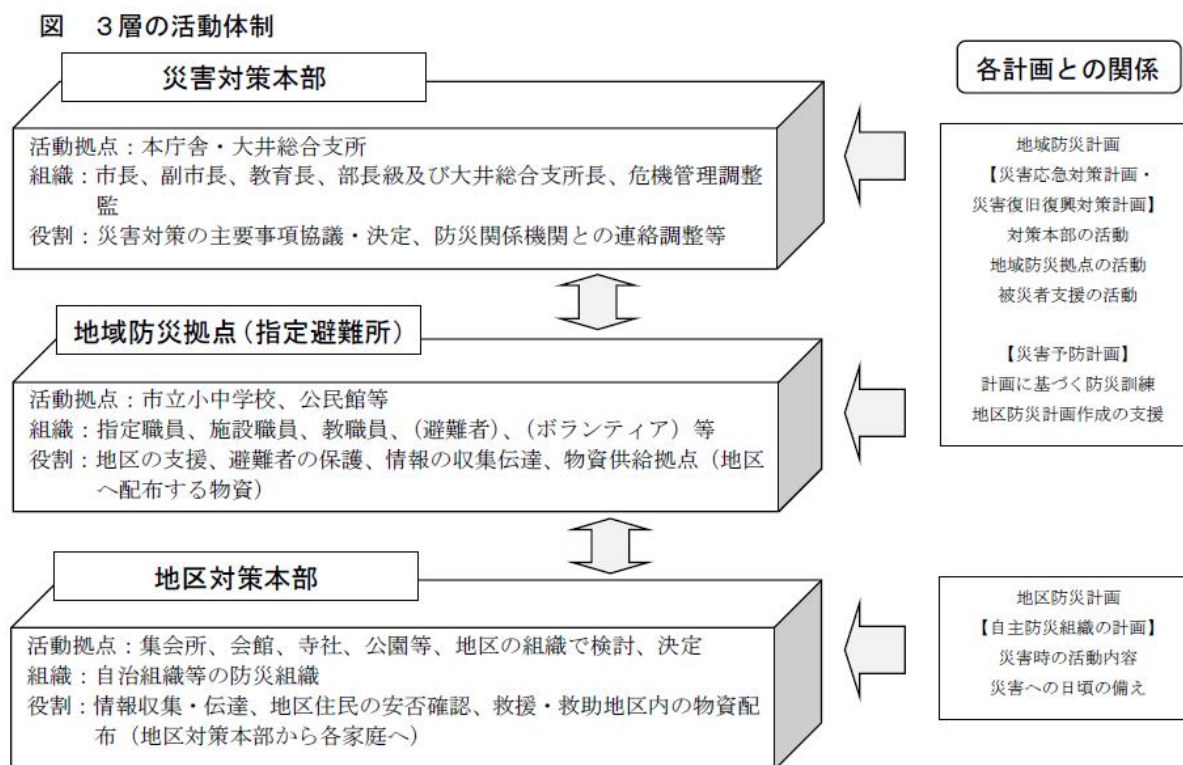


【災害時の活動体制】

- ・ふじみ野市は、市に震度5強以上の地震が発生した場合、市役所に災害対策本部を設置します。同時に、市民、行政の連絡と活動の連携をとるために、災害対策本部、地域防災拠点、地区対策本部の3層の活動体制をとることにしています（下図を参照）。
- ・行政と市民の接点となる地域防災拠点は、小中学校、公民館等を位置付け、指定職員を配置し、災害対策本部と地区対策本部との情報連絡を行い、必要に応じて指定避難所、救護所を設置します。
- ・自治組織、自主防災組織は、災害時には集会所、会館、寺社、公園等の地区集合場所に地区対策本部を設置し、地域防災拠点と連携して応急対策活動を行います。そのために、地域防災拠点と連携する自治組織をあらかじめ定め、災害に備えて、日常的に交流を進めることにしています。



※災害対策本部を中心とする3層間の情報連絡、物資供給等のイメージ

